

福生市教育委員会会議録

平成27年第2回定例会

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 平成27年2月17日（火） |
| 2 | 開始時刻 | 午前10時00分 |
| 3 | 終了時刻 | 午後0時10分 |
| 4 | 場 所 | 第二棟4階 第1委員会室 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 平 野 裕 子
委員長職務代理者 渡 辺 浩 行
委 員 徳 永 喜 昭
委 員 加 藤 孝 子
教 育 長 川 越 孝 洋 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 天 野 幸 次
参事兼指導室長 石 田 周
参事兼学校給食課長 鳥 越 裕 之
庶 務 課 長 町 田 和 子
生涯学習推進課長 高 橋 清 樹
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公 民 館 長 萩 原 晴 男
図 書 館 長 柿 田 芳 久
主 幹 長 谷 川 智 也 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし |

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第5号 平成27年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第6号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第7号 組織改正に伴う各条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第8号 福生市教育委員会の委員の定数を定める条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第10号 福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正について
- 日程第 9 議案第11号 福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正について
- 日程第 10 議案第12号 福生市学校給食センター教職員被服貸与規程の制定について
- 日程第 11 議案第13号 福生市教職員被服貸与規程の廃止について
- 日程第 12 議案第14号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 13 議案第15号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 14 議案第16号 福生市立小学校水泳指導補助員設置要綱の一部改正について
- 日程第 15 議案第17号 福生市立中学校部活動外部指導員設置要綱の一部改正について
- 日程第 16 議案第18号 福生市立小・中学校特別支援学級指導補助員配置要綱の一部改正について
- 日程第 17 議案第19号 福生市立小・中学校日本語適応指導講師配置要綱の一部改正について
- 日程第 18 議案第20号 福生市理科支援員配置要綱の一部改正について
- 日程第 19 議案第21号 福生市家庭と子どもの支援員等配置要綱の一部改正について
- 日程第 20 議案第22号 福生市立小学校授業指導補助員配置要綱の一部改正について
- 日程第 21 議案第23号 福生市立中学校適応指導補助員配置要綱の一部改正について
- 日程第 22 議案第24号 福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱の制定について
- 日程第 23 議案第25号 平成26年度福生市教育委員会表彰者の決定について

- 日程第 24 議案第26号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理
の決定について
- 日程第 25 報告第4号 福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画（案）について
- 日程第 26 報告第5号 福生市立小学校外国語活動年間指導計画について
- 日程第 27 報告第6号 ふっさっ子スタンダードについて
- 日程第 28 報告第7号 防災食育センター整備事業について
- 日程第 29 協議事項1 福生市教育振興基本計画〔修正後期〕（案）について
- 日程第 30 協議事項2 平成27年度福生市教育委員会の基本的な考え方について
- 日程第 31 協議事項3 平成28年度文教施策と予算に関する要望調査について
- 日程第 32 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから平成27年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、徳永喜昭委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告。

教育長から報告願います。お願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。季節も寒暖を繰り返し、ようやく春の足音が一步步近づいております。事務局も年度末、また年度初めを迎える準備ということで、国のさまざまな法改正による業務など多忙をきわめておりますが、組織一丸となって遺漏なきよう進めてまいりたいと考えております。

本日は3月3日からの市議会第1回定例会を控えておりまして、かなりの案件数になっております。大変恐縮でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からの報告は、いつもの報告メモにかえさせていただきたく存じますが、3点だけ取り上げて報告申し上げます。

1つは、このところふっさっ子の活躍が光っておりまして、マスコミ等でも取り上げていただく機会が大変多くなっております。このことについては大変期待もしておりますし、大変うれしく思う次第でございます。

お手元の新聞記事でございますが、本日の朝刊の記事でございます。ごらんのとおり報道各社ニュースとして福生市の第七小学校におきます防災教育を取り上げていただきました。気象庁が開発をいたしました、気象庁と教育庁指導部で共同開発ということをしております。緊急地震速報による防災教育ということで公開授業を行ったところ、マスコミ各社が一斉に報道してくれました。昨夜、NHKでも2回ほど放映していただきまして、大変ありがたいことです。何より子どもたちのコメントといいますが、学習のねらい、意義等をきちんととらえて、大変すばらしい学習の成果としてのコメントをしていたということはうれしく思った次第でございます。

それから、2点目でございますが、2月8日に実施をいたしました第6回東京都中学生駅伝でございます。これにつきましては、市長、委員長を

初め教育委員の皆様方全員が出席をいただきまして、子どもたちと一体となって声援をしていただきました。他の自治体の関係者からも、大変心熱くしたというコメントをいただいて、大変うれしく思ったところでございます。子どもたちが一体となった福生市の声援に応えるかのように、見事にそれぞれ熱い思いをたすきにつなげてくれまして、結果的にも、これまでで最高の結果を得られたところでございます。大健闘に終わり、皆様に本当に感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

それから、もう一点については、社会教育の関係でございます。2月11日、そして14日、15日と3日間にわたりまして、国の登録有形文化財の登録を受けております古民家の特別公開を行ったところでございます。3日間で1,405人の方にお越しいただき、私たち事務局としましても予想しない状況でございまして、急遽職員を招集するなど対応に迫られたところでございます。やはり歴史的な価値といいますか、そういったものに関する関心が大変高くなっています。今後ともこの古民家の活用につきましては、組織的な取組をいたしまして、当面の活用と全庁的にどのように活用していくかということをただいま検討中でございますので、何らかの形でお示しできるようにしてまいりたいと考えております。

私の報告は以上とさせていただきます。年度末、また年度初めを控えまして、委員の皆様にもお出ましをいただく機会も大変多くなろうかと思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。本日も御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委 員 長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第5号、平成27年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

次長より内容説明をお願いいたします。

教 育 次 長 それでは、3ページをお願いいたします。議案第5号、平成27年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたことから、本議案を提出するものでございます。

予算書の写しにつきましては、非常にボリュームもございますので、大変恐縮でございますが、資料を作成いたしましたので、この資料によりまして内容を説明させていただきたいと存じます。

本日、配付させていただきました議案第5号、資料2をごらんください。平成27年度当初予算についてでございますが、まず1の予算規模でございます。初めに、一般会計でございますが、平成27年度予算額は227億5,000万円、前年度と比較いたしまして6億6,000万円の増、率で3.0%の増でございます。そのうち、教育費につきましては27億1,304万4,000円で、一般会計全体に占める割合は11.9%でございます。また、前年度との比較では1億2,986万3,000円、率で5.0%の増となっております。

なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係に分けますと、学校教育関係が17億1,154万8,000円で、教育費の中での構成比は63.1%、社会教育関係が10億149万6,000円で、構成比は36.9%でございます。

次に、2の増減理由につきましては、一般会計全体から申し上げますと、ここでありますように26年度に実施いたしました古民家取得事業とわかたけ会館改良事業が終了したことに伴う減はありますが、もくせい会館建設事業、防衛施設周辺道路整備事業、小・中学校体育館非構造部材落下防止対策事業などの予算が増となったことから、全体的に増額となっております。

なお、申し上げましたもくせい会館建設事業でございますが、これは老朽化したもくせい会館を解体、新築しようとするものでございまして、解体費用と本体の実施設計の費用を計上したものでございます。

また、防衛施設周辺道路整備事業につきましては、防衛省等の補助を受けて道路整備を行うものでございますが、平成27年度は市道幹線2の19号線の1路線ということで、そちらの拡幅工事を行う費用でございます。

具体的に申し上げますと、青梅線と立体交差する加美立体交差の道路が該当の路線になりますが、六小の前の道路、それから下水道道路に当たるまで道路の拡幅工事を行う予定でございます。

次に、教育費でございますが、一般会計と重複する部分がございますが、申し上げますと、26年度に実施いたしました古民家取得事業とわかたけ会館改良事業が事業終了に伴いまして減となっておりますが、小・中学校体育館非構造部材落下防止対策事業、第三中学校便所改良事業、小・中学校給食用設備整備事業などの予算額が増となったことによりまして、教育費全体で増額となっております。

次に、歳入のうち、教育関係の主なものを記載させていただきました。予算科目、主管課、予算額、説明の順に記載し、一番右側の列に定例会資料に添付いたしました予算書写しのページです。予算額につきましては、上段が27年度の予算額、その下の数字が前年度の対比の額、さらにその下が増減率でございます。

それでは、説明をさせていただきます。まず、ナンバー1の4目教育使用料につきましては、前年度比60万9,000円、1.5%の減でございます。説明欄をごらんいただきますと、公民館使用料から体育館使用料まで主なものを内訳として記載させていただきました。括弧内の数字につきましては、前年度との比較額になってございます。いずれも利用数の実績等から推計をして予算計上しています。

次に、ナンバー2の5目教育費国庫補助金につきましては、前年度比9,235万9,000円、383.5%の増でございますが、これは教育施設等騒音防止対策事業補助金などの減はありますが、体育館非構造部材落下防止対策事業補助金などが増となりまして、目全体で増額となっております。

次に、ナンバー3の1目総務費都補助金の3節市町村総合交付金でございますが、この交付金は多摩地区市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で交付されるものでございますが、市全体では10億円、前年度比2,000万円、2.0%の増となっておりますが、この交付金を財源といたしまして、教育費では説明欄にございます諸費等に充当いたします。充当額の合計は2億4,477万3,000円でございます。

次に、ナンバー4の7目教育費等補助金でございますが、前年度比3,886万4,000円、率で97.0%の増でございます。増の要因といたしますと、先ほども申し上げましたが、体育館非構造部材落下防止対策事業補助金が皆増となったことなどによるものでございます。

次に、ナンバー5の5目教育費委託金につきましては、前年度比300万1,000円の減となっております。これは、説明欄にございますように、第二小学校、第三小学校で実施しておりました学力向上パートナーシップ事業が26年度をもって終了することなどから、東京都からの委託金が減になるものでございます。

なお、スポーツ教育推進校事業につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業に名称をかえまして、引き続き委託金の交付を受け、実施してまいります。

次に、ナンバー6、市債の2目義務教育費でございますが、小・中学校

体育館非構造部材落下防止対策事業について市債を確保し、9,000万円を財源とするものでございます。

次のページにつきましては、歳出の主要事業になります。教育関係の主な事業を予算書のページに沿って記載させていただきました。事業名、主管課、事業費、事業概要の順に記載しておりますが、主管課につきましては新年度組織改正後の各名称で記載をさせていただいております。こちらにつきましては、これまで何度か説明申し上げておまして、また事業概要も付けさせていただきましたので、大変恐縮でございますが、御確認をお願いしたいと思います。

説明につきましては、新規レベルアップ事業を中心に何件か申し上げさせていただきます。まず、第1項教育総務費でございますが、ナンバー3に福生市立学校ICT推進計画策定事業がございます。これは、新規事業でございますが、学校教育におけるICT環境整備を進める上で明確な目標を設定し、計画的な事業を進めるため、その基本的な方針となる推進計画を策定するものでございます。

次に、第2項小学校費でございますが、ナンバー1、小学校通学路見守り体制の整備は新規事業でございまして、児童が通学路において交通事故及び犯罪による被害を受けないよう見守り体制を整備することにより、児童等の安全確保を図るものでございます。さらに、見守り体制の整備とともに小学校通学路に防犯カメラの設置を行います。

第3項中学校費でございますが、ナンバー2、ナンバー3、中学校便所改良事業と給水施設改良事業は、第三中学校におきまして実施しようとするものでございます。

そして、第5項社会教育費のナンバー5、自動火災報知設備更新事業は、こちらはレベルアップ事業であります。設置後40年近くを経過いたします市民会館の自動火災報知設備等を更新するものでございます。

次に、ナンバー10、図書等配本事業は新規事業でございまして、駅に返却ポストを設置し、返却資料の回収を行い、図書館サービスの向上を図るとともに、新たに学校図書館への配送便を運行いたしまして、学校図書館を支援するものでございます。

次に、第6項保健体育費でございますが、ナンバー2の新都市連絡協議会におけるスポーツ交流事業は、昨年からの継続事業でございますが、守山市、登別市、福生市3市によりましてスポーツ交流事業を福生市で行います。競技は少年野球を予定しております。

以上、大変雑駁でございますが、平成27年度当初予算、教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。
質疑がありましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり同意することといたします。
次に、日程第4、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第4、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、本提案を提出するものでございます。

資料のとおり、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の第1条の別表に規定しております報酬につきまして改定するもので、教育に係る内容は、教育委員会委員の区分で、現行の委員長の報酬を削除するものです。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行となり、法律の施行に合わせてこれまでの教育委員長と教育長を一本化いたします新教育長を設置することによるものでございます。

また、福生市の嘱託職員の報酬額について、平成27年4月から改定するものでございまして、改定の理由でございますが、東京都の最低賃金が平成26年10月から改正されたことで、パートタイマー賃金と嘱託職員の報酬額の差が僅差であること、また他市と比較し、同市の嘱託員報酬が低額であることから改正するものです。

教育委員会に関係いたします嘱託職員は、教育相談員の月額を20万5,800円に、学校事務嘱託員の時間額を1,310円に、学校用務嘱託員の月額を16万2,400円に、ふっさっ子の広場嘱託員の統括指導員の月額を17万3,600円に、指導員の月額を16万1,400円に報酬額を改定するものです。

また、郷土資料室嘱託員と公民館嘱託員の月額を17万3,600円に、図書館嘱託員の時間額を1,150円に報酬額を改定するものです。

単価の改定額の根拠は、平成10年のパートタイマー賃金と現在の賃金との引き上げ率1.08%を算定根拠としておりまして、その上昇率で基本的には嘱託職員報酬額を改定しております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願いいたします。

委 員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第7号 組織改正に伴う各条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 日程第5、議案第7号 組織改正に伴う各条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、本提案を提出するものでございます。

まず、福生市全体の組織改正につきまして、本日お配りしました資料、平成27年度組織改正についてと新旧対照表をごらんください。

平成27年度組織改正についての資料の1、組織改正の視点は記載のとおりでございますが、教育に関することでは防災食育センターの整備に向けた対応と新教育委員会制度への対応と英語教育の推進でございます。

組織改正部署の主な内容ですが、教育委員会事務局を教育委員会事務局

教育部へ名称を変更いたします。これによりまして、教育次長を教育部長といたします。

教育部参事1名の減ですが、防災食育センター建設担当参事と学校給食課長は兼務しておりまして、平常時は学校給食センターとして使用いたします防災食育センターの基本設計が終わりましてことから、今後は都市建設部施設課に移管し進めてまいりますので、参事職の廃止となります。

庶務課を教育総務課とし、また係を教育総務係と学校施設係に、わかりやすい名称に変更いたします。

指導室では教育指導課と名称を改めます。教育指導課におきましては、参事が課長を兼務いたしまして、教職員係と指導係の2つの係にいたします。

また、東京都から統括指導主事でございます英語教育推進担当主幹と特別支援教育担当主幹を配置いたします。

また、新たに教育支援課を配置いたしまして、学務係と現在の教育センター担当を個別支援教育係とし、2つの係といたします。

次に、学校給食課長の1名増は、参事職は廃止となりますので、学校給食課長として配置となります。

生涯学習推進課長ですが、教育部長が課長を兼務いたし、組織を含めた社会教育の方向性を検討いたします。

スポーツ推進課スポーツ推進係は1名減となります。市営プールの指定管理者制度導入や、中央体育館の運営委託が軌道に乗ったことによります。

公民館公民館係の1名減は、指定管理者が市民会館の管理運営を行っておりますが、公民館が担当しておりました市民会館の施設の営繕業務を都市建設部施設課へ移管するための減となります。

以上が組織改正の内容でございますが、この改正によりまして福生市学校給食センター運営審議会条例及び福生市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正するものです。

資料の議案書の新旧対照表をお開きください。福生市学校給食センター運営審議会条例の第6条第4項中、教育委員会事務局教育次長を教育委員会事務局教育部長に、第8条の教育委員会事務局を教育委員会事務局教育部に、また福生市スポーツ推進審議会設置条例の第7条につきまして、教育委員会事務局を教育委員会事務局教育部に改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。
質疑がありましたら、お願いいたします。
質疑はございませんか。
ないようでしたら質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり同意することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。
よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。
次に、日程第6、議案第8号、福生市教育委員会の委員の定数を定める
条例に対する意見聴取についてを議題といたします。
庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは、日程第6、議案第8号、福生市教育委員会の委員の定数を定
める条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明
申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、本議案を提出する
ものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成
27年4月1日から施行され、この法律改正の趣旨に沿い、法律施行と同時
に新制度に移行する予定でして、これまでの教育委員会を代表いたします
委員長と事務局の事務執行責任者でございます教育長を一本化いたします
新教育長を設置することとなります。

新制度移行後は、教育長は市長から直接教育長の任命を受けますので、
教育委員ではなくなり、教育委員会委員は5人から4人となります。

また、改正後の法律のただし書きでは、条例を定めるところにより、教
育長及び5人以上の委員で教育委員会を組織することができると規定され
ておりまして、この規定に基づき条例を定めて5人とするものでございま
す。

また、教育委員会委員を1人増とする理由でございますが、文部科学省
から委員を5人以上とすることも積極的に考慮するよう通知されておしま
して、教育委員会委員の多様な意見の反映、教育に関する高度な知見を有
する者の選任と、あわせて迅速な危機管理体制の強化、教育委員会の審議
の活性化による施策の充実、新教育長のチェック機能の強化を図るため、

教育委員会委員を5人とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。
質疑がありましたら、お願いいたします。
私からよろしいでしょうか。

これまでの教育長を含めた5人が教育委員として協議してまいりましたが、教育長が教育委員ではなくなるということで、4名になるわけなのですが、これで1名加わったことで、より広く、いろんな立場の方が教育委員会に入られ、またそれぞれの立場で専門的な御意見をいただけるかもしれませんので、民意がより広く反映されていくのではないかなと私も期待いたしております。

ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第9号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第7、議案第9号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

ただいまの議案第8号で説明させていただきましたとおり、平成27年4月1日から教育委員会制度を新制度に移行する予定でありまして、新たな教育長を設置していく予定であります。

現在の教育長は、教育委員会委員として議会の上程をいただき、市長から教育委員会委員の任命を得て、教育委員会において教育長として任命されておりましたため、教育長としては地方公務員法によるところの一般職でございます。新たな教育長は、教育長として議会の任命同意をいただき、市長から教育長として任命されますので、地方公務員法の特別職となります。このため、本条例により新たな教育長に関する条例を整備するものでございます。

条例の内容について説明いたします。第1条といたしまして、福生市表彰条例の一部を改正するもので、第3条第1項の第3号中、教育委員会委員（教育長を除く）という規定を、教育長は教育委員ではなくなるため、不要となりました括弧書きを削除するものです。

第2条の福生市長等の給与に関する条例と、第3条の福生市職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、同様の改正理由となりますので、あわせて御説明いたします。

まず、現在の教育長の給与及び旅費等につきましては、次の第4条で廃止いたします条例で規定しております。これは、教育公務員特例法の第16条で、教育長については他の一般職とは別に条例を定めて、給与及び旅費等を定めると規定されておりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第8条により、この規定が削除されました。

また、教育長は地方公務員法における特別職となりますことから、特別職でございます市長及び副市長の給与及び旅費等を規定しております条例に追加するものです。

第4条は、第2条及び第3条での改正理由のとおり、特別職である市長等の給与及び旅費について規定されている条例に追加しますので、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例を廃止するものです。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第10号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第8、議案第10号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準第3条第2項の別表中、弔慰金について区分、金額を追加するため、本基準を改正する必要があるためでございます。

第3条で交際費の区分と種別を規定しており、その第2項では金額は別表のとおりとすると定めておりますが、弔慰金につきましては、現在はこの別表に入れずに、別に定めておりました。このため、この別表に入れ込む改正と、また供花等は1万5,000円としておりましたが、消費税がアップしましたため、1万5,000円ではおさまらない状況となりました。また、1万5,000円から2万円と幅をもたせましたのは、事業者により金額に差がありますことから、幅を持たせるものです。

また、供花の金額につきましては、福生市長交際費と福生市議会議長の交際費をあわせて改正を行うものです。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第11号、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長　それでは、議案第11号についてでございますが、第11号から第24号まで共通することについて、まず御報告、御説明を申し上げた上で、議案第11号の御審議を賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委　員　長　はい。

参事兼指導室長　ありがとうございます。議案第11号から議案第24号までは、現在の学校の状況に合っていない規定や、実態と異なる規定、用語が適切ではないもの、あるいは要綱がなかったもの、そういったものを一括して事務局で整えました。兼ねてより適切ではない用語を使用していることが課題となっていたものについては、例えば設置という言葉があるものは配置へ、任命になっているものは委嘱に、そして委嘱権者が教育委員会であるものは教育長にというように整理をしております。

また、要綱制定当時とは学校を取り巻く状況が変化しているもので実態に合わなくなっているものについて、例えば配置期間を明記すべきものであるとか、あるいは補助員等の資格要件が現在の状況に合っていないもの、そのようなものを整理いたしました。これが共通したものでございまして、これを踏まえまして、議案第11号、福生市公立学校通学区域等に関する規則の一部改正につきまして説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。特別支援学級に就学が決定した児童・生徒の就学指定校の決定に関しまして、重複する事務手続を解消するため、本規則を改正する必要があるもので、原案を提案するものでございます。

その要旨でございますが、特別支援学級に就学が決定した児童・生徒の就学指定校の決定に関して、現在事務手続上、二重となっている現行制度を是正する必要があるものでございます。

改正の背景でございますが、本市の特別支援学級に就学することとなる児童・生徒については、保護者が教育支援委員会に関する手続きを踏んだ上で、指定校変更の手続きを改めて行う必要があり、これは保護者にとって二重の手続で負担が大きいということ、また近隣自治体においても当該制度については主流ではなく、例外規定を設けているところがほとんどであることから、事務手続が二重となっている現行制度を是正すべく、例外規定の追加をお願いするものでございます。

改正によりまして、保護者は教育支援委員会に対する申し込み手続のみで就学指定の変更をしなくて済むことになります。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定く

ださいますようお願い申し上げます。

委 員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第12号、福生市学校給食センター教職員被服貸与規程の制定についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長

議案第12号、福生市学校給食センター教職員被服貸与規程の制定について、提案理由を申し上げます。

現在、教員への被服貸与の予定はございませんが、学校給食センターの教職員に対しましては白衣等を貸与していることから、福生市教職員被服規程を廃止し、新たに福生市学校給食センター教職員の被服貸与規程を制定したいため、本議案を提出するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委 員 長

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第13号、福生市教職員被服貸与規程の廃止についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長

議案第13号、福生市教職員被服貸与規程の廃止についてでございます。ただいま御決定いただきました議案第12号、福生市学校給食センター教職員被服貸与規程の制定に伴いまして、現行の規程である福生市教職員

被服貸与規程の廃止をお願いするものでございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ないようでしたら、これで終わります。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第14号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 それでは、議案第14号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、提案理由を申し上げます。

就学援助費の支給手続について、学校給食の代理納付の規定を明記するため、本要綱を改正する必要があるので、提案申し上げます。

この趣旨でございますが、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の扶助のうち、給食費の支給手続について代理で、これは直接学校給食センター所長が指定する口座に振り込むということを現在行っております。現行手続を明確にするため、要綱の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。就学援助費については、原則支給決定者が指定する金融機関の口座に振り込むことになっております。しかし、支給費目に該当する学校納付金等に未納がある場合においては、支給決定者の同意に基づき、当該未納学校納付金等に就学援助費を充当することができるとしております。給食費については、この規定に準じ、現在代理納付をしていましたが、手続方法について明確に示す必要があるため、要綱の一部を改正することをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第15号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 議案第15号は、ただいま御決定いただきました議案第14号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正に準じまして、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正をお願いするものでございます。

提案理由は、議案第14号と同様、特別支援教育就学奨励費の支給手続について、学校給食費の代理納付の規定を明記するため、本要綱を改正する必要があるためでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第16号、福生市立小学校水泳指導補助員設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 それでは、議案第16号、福生市立小学校水泳指導補助員設置要綱の一部改正について、提案理由を申し上げます。小学校水泳指導補助員の配置規定及び用語の整理を行うため、本要綱を改正する必要があるため、御提案申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御参照ください。まず、この規定でございますが、現行では福生市立小学校水泳指導補助員設置要綱でございますが、この要綱の名称を変更いたしまして、福生市小学校水泳指導補助員配置要綱に整えるものでございます。

また、第1条で配置内容の拡大を行いまして、事業として実施する水泳指導、これは夏期中でございますが、それにかかわらず、夏期休業中に行う水泳指導についても配置するものでございます。これは、現在もそのように行っておりますが、要綱上、明記されていなかったのものでございます。

また、現在は4年生以下で2学級以下のクラスに限ったものでございますが、こちらのほうも条件を緩和しまして、校長の裁量等によって高学年、5、6年生でもこの制度を受けられることができるというように整えたものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 要綱を改正していただいて、現在の学校の状況に合った、より安全に子どもたちがプールの活動ができるということで、とてもよかったと思っております。

ほかにございませんか。

質疑がないようでしたら、これで終わります。

お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第17号、福生市立中学校部活動外部指導員設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 議案第17号、福生市立中学校部活動外部指導員設置要綱の一部改正について、提案理由を申し上げます。

中学校部活動外部指導員の配置規定及び用語の整理を行うため、本要綱を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表をごらんください。福生市立中学校部活動外部指導員設置要綱につきましては、名称変更を行いまして、設置を配置と整理するもの

でございます。

また、第5条をごらんください。こちらにつきましては、これまで本人への委嘱が規定になかったため、本人への委嘱を新たに規定して追加したものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第18号、福生市立小・中学校特別支援学級指導補助員配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 議案第18号、福生市立小・中学校特別支援学級指導補助員配置要綱の一部改正について、提案理由、特別支援学級指導補助員の資格要件の追加、用語及び規定の整理を行うため、本要綱を改正する必要があるため、御提案申し上げます。

新旧対照表をごらんください。こちらは、用語の整理、そして資格要件の整理を行ったものでございます。例えば第5条、補助員の要件でございますが、これまでより、その要件の見直しを行いまして、例えば（2）のほうに職務の遂行に必要な知識、経験及び能力を有している者というのが、旧の要綱では一文になっておりましたが、（1）で教育もしくは医療等に関する資格の保有者または資格取得を目指す者、つまり、これから先生になるような方も含めて資格を認めて雇用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第19号、福生市立小・中学校日本語適応指導講師配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 議案第19号、福生市立小・中学校日本語適応指導講師配置要綱の一部改正について、提案理由、日本語適応指導講師の資格要件の追加、用語及び規定の整理を行うため、本要綱を改正する必要があることから、提案を申し上げます。

まずこの要綱の名称を変更してございます。これまで福生市立小・中学校日本語適応指導講師の配置要綱でございましたが、これを支援員の配置要綱と改めてございます。

また、名称の変更をした理由でございますが、こちらは指導講師であると児童・生徒への指導講師というニュアンスが強うございますが、支援員としたことから、保護者への通訳等、そういった支援まで業務を拡大し、指導講師を拡大するため、指導講師では名称がふさわしくないため、支援員に変えたものでございます。

また、第1条をごらんください。こちらのほうは、対象児童・生徒の拡大でございます。現在、海外帰国児童・生徒、そして中国引き揚げ児童・生徒及び在日外国人となっておりますが、それに限らず、日本国内で出生した日本人でも、外国人保護者に養育されたために、日本語能力が不十分な児童・生徒もいることから、そういった児童・生徒も支援の対象とするべく、こちらの第1条を改めたものでございます。

また、第3条をごらんください。第3条は、支援員の職務の拡大でございまして、これは先ほど申し上げた現象の変更と共通するところでございますが、日本語を母語としない保護者の支援を行うため、教育長が必要と認めたときは支援員を配置できるようにすること、つまり日本語が不自由な保護者のために、通訳あるいは翻訳、そういった業務に携われるようにしたこととでございます。

具体的には保健帳票や就学援助費の申請書等、市が作成する様式を、その方の母語から日本語に、あるいは日本語からその方の母語に訳していただくというような役割を職務拡大したところでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

私からよろしいでしょうか。

この要綱を整理していただき、また名称も変えていただいたことで、これまでの支援が子どもだけから保護者になったということで、保護者の方にも本当に助かる方がたくさんいらっしゃると思います。

それから、先ほどお話しされたように、申請書類についてのその提出もはかどるのではないかと考えております。

委員長 ほかに御意見、御質問ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18、議案第20号、福生市理科支援員配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 それでは、議案第20号、福生市理科支援員配置要綱の一部改正について、理科支援員の資格要件の追加、用語及び規定の整理を行うため、本要綱を改正する必要があることから、御提案申し上げます。

ほかの要綱で申し上げましたように、用語の整理や資格要件の明確化を行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第19、議案第21号、福生市家庭と子どもの支援員等配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 議案第21号、福生市家庭と子どもの支援員等配置要綱の一部改正について、福生市家庭と子どもの支援員等配置要綱の用語及び規定の整理を行うため、本要綱を改正する必要があるため、御提案申し上げます。

これまでの要綱改正と同様、用語の整理、名称等の変更をしたものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第20、議案第22号、福生市立小学校授業指導補助員配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 それでは、議案第22号、福生市立小学校授業指導補助員配置要綱の一部改正について、小学校授業指導補助員の資格要件の追加、用語及び規定の整理を行うため、本要綱を改正する必要があるため、御提案申し上げます。

こちらの要綱につきましても、これまでの説明申し上げた内容と同様、用語の整理等を行ったものでございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し

上げます。

委 員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第21、議案第23号、福生市立中学校適応指導補助員配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長

それでは、議案第23号、福生市立中学校適応指導補助員配置要綱の一部改正について、中学校適応指導補助員の資格要件の追加、用語及び規定の整理を行うため、本要綱を改正する必要があるので、提案を申し上げます。

こちらも用語の整理、そして配置期間の見直し等を行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委 員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第22、議案第24号、福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱の制定についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼指導室長 それでは、議案第 24 号、福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱の制定についてでございます。福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱を新たに制定するため、本議案を提出するものでございます。

　ただいま新たにと申し上げましたが、これまで本市では他市に先駆けまして、福生型スクールソーシャルワーカーを展開してまいりました。こちらは大きな成果が上がっておりまして、不登校あるいは虐待等の本市の児童・生徒のためにスクールソーシャルワーカーが家庭と学校をつなぐ役割をこれまで展開してまいりました。今般スクールソーシャルワーカーの要件として、社会福祉士の資格あるいは教育に対する見識等、そういったものを勤務の条件に定める必要があると考えまして、新たに要綱として制定するものでございます。

　福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱について御説明申し上げます。趣旨でございますが、第 1 条、この要綱は福生市の小・中学校に在籍する児童・生徒のいじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生活指導上の課題に対応して支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

　配置でございますが、第 2 条にございまして、教育長は教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置します。教育長は、小・中学校における児童・生徒の問題行動の発生状況等を勘案いたしまして、その支援の必要性を認めた場合、スクールソーシャルワーカーを当該小・中学校に派遣するものといたします。

　第 3 条は配置期間でございますが、配置期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間といたします。

　第 4 条は職務でございますが、本市のスクールソーシャルワーカーは教育長及び派遣先の校長の指揮監督のもと、次に掲げる職務を行うものといたします。

　大きく 4 点ございまして、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整、学校内におけるチーム体制の構築及び支援、保護者及び教職員等に対する支援、相談及び情報提供でございます。この 4 つの職務に加えて、教育長が必要と認めたものは、さらに追加して職務を行うことといたします。

　第 5 条にはスクールソーシャルワーカーの要件等を記載してございます。スクールソーシャルワーカーは、次の 2 号、2 つの号のいずれかに該当する場合、教育長が委嘱をいたします。

次の２号というのは、（１）社会福祉士または精神保健福祉士等の資格を有する方、そして（２）教育と福祉の両面に関して専門的な知識及び技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある方、このいずれかに該当する方に委嘱をするという形でございます。

以降勤務時間、服務等が明記してございます。例えば服務は第８条２に「スクールソーシャルワーカーは、勤務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」というように、服務を明確にしてございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

この事業が開設されたころ、まだスクールソーシャルワーカーという言葉が御存じの方も本当に少なく、活躍していらっしゃる方もほとんどないくらいだったと思います。これで７年経過しまして、このスクールソーシャルワーカーを目指して勉強されている方も随分増えてきているようですし、認識度も上がってきました。福生市のソーシャルワーカーは、事例が多い中、子どもや保護者を支えてくださり、いろんな実績を上げていただいて、本当にありがたく思っております。また、同じような子どもにかかわってくださっている方は、主任児童員、民生児童委員、子どもと家庭の支援員など福生市にもたくさんいらっしゃいます。今度この制定によってスクールソーシャルワーカーも、より専門的な面を生かしていただき、関わってくださっている方々との連携をうまくやっていただければ、いろいろ問題を抱えているお子さんの、早期解決につながっていくと私はすごく期待しているところでございます。お願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第２４号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第２４号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 23、議案第 25 号、平成 26 年度福生市教育委員会表彰者の決定についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第23、議案第25号、平成26年度福生市教育委員会表彰者の決定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会表彰の表彰者を決定する必要があるため、今提案を提出するものでございます。

福生市表彰候補者の推薦が1月25日と2月4日にございまして、既に推薦期間が過ぎておりましたが、推薦書を受理し、持ち回りで表彰審査会を行いました。

表彰候補者は28番の都立昭和高等学校2年生の鳥海咲穂さん、第2回全国ジュニア／ユースライフセービング・プール競技会におきまして、女子100メートルマネキントウ・ウィズフィンで第2位、女子100メートル障害物スイムで第3位となりました。

29番の都立小平高等学校1年生の堀内日和さんも同じ大会で、女子100メートルマネキントウ・ウィズフィンで第4位、女子100メートル障害物スイムで第5位となっております。

30番の特定非営利活動法人 Club Atletico de Fussa に所属する GONA フライングディスククラブは、第1回全国ユースアルティメット選手権大会におきまして、ユース高学年の部で優勝しております。

この個人2人と団体1団体を加えますと、下の表でございますが、表彰対象者の内訳は、児童及び生徒の表彰は個人17人、団体5団体、学校教職員の表彰は個人1人、個人及び団体の表彰では個人2人、団体が5団体となります。

平成 26 年度福生市教育委員会表彰者の追加の決定についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第25号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第24、議案第26号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 日程第24、議案第26号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容について説明させていただきます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、平成27年度からの教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、職員の任免に当たっては教育委員会の権限で行うこととなっています。管理職につきましては、教育委員会に一人一人を提案させていただいておりますが、本来は管理職以外の職員についても同様に提案をしなければならないところですが、その都度、臨時の教育委員会にお諮りをしなければならない事態が生じ、また臨時会を開催するいとまもございませんので、管理職以外の職員につきましては、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会で結果について御報告させていただくということをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

お諮りいたします。議案第26号は、教育長が臨時代理を行うことに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、教育長が臨時代理を行うことを可決することといたします。

次に、日程第 25、報告第 4 号、福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画（案）についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第 25、報告第 4 号、福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画（案）について御報告申し上げます。

お手元に別刷りの報告第 4 号、資料 1、福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画（概要）と報告第 4 の資料 2、福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画（冊子）を配付させていただいております。

まず、A 3 判のカラー資料、報告第 4 号、資料 1、概要をもとに説明させていただきたいと思います。こちらは、第三次実施計画の概要を示したものでございます。中段に黄色でございますように、福生市の子ども一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育の推進に向けまして、福生市特別支援教育の基本的な考え方と、それを踏まえた具体的な行動計画でございます、福生市特別支援教育アクション 20 を策定いたしましたところでございます。

まず、福生市特別支援教育の基本的な考え方では、基本理念といたしまして、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するため、就学前から学校卒業後までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域及び関係機関との連携をもとに特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の形成に寄与するといたしました。

これを受けまして、その右側に 4 つの基本方針を定めさせていただきました。視点 1 といたしましては学校・家庭・地域、福祉・医療等の関係機関と連携、視点 2 といたしましては乳幼児期からの就学支援体制の整備、視点 3 といたしましては校内体制の整備、そして視点 4 といたしましては教育環境の整備でございます。

これら福生市特別支援教育の基本的な考え方を受けまして具体的な行動計画でございます福生市特別支援教育アクション 20 といたしまして、全ての学校で実施するアクション 10 と教育委員会におけるアクション 10 を策定したところでございます。

まず、全ての学校で実施するアクション 10 では、学校経営の位置付けや校内委員会の充実、そして全ての保護者を対象とした説明会の実施、学校生活支援シートの活用等、つながりと安心をキーワードに計画を策定させていただきました。

次に、教育委員会におけるアクション10では、特別支援教育体制の新たな見直しといたしまして、平成29年度の開級を目指しました、小学校全校における特別支援教室の設置、平成30年度の開級を目指しました小・中学校各1校の情緒障害等固定学級の設置、さらに平成28年度の開級を目指した言葉の学級と平成30年度の開級を目指しました聞こえの学級の設置を予定してございます。

また、教育支援委員会のあり方や特別支援学級担任を対象といたしました研修のあり方、副籍制度の充実等の行動計画を策定したところでございます。

続きまして、報告第4号、資料2、第三次実施計画の冊子23ページをごらんください。当市におきましては、日本語を母語としない児童・生徒や不登校児童・生徒に対する個別支援についても喫緊の課題でございます。ただし、日本語通級指導学級と学校適応支援室は本来特別支援教育の対象ではございません。そのため、その他の個別支援として位置づけまして、平成28年度の開級を目指しました中学校日本語指導学級の設置等の行動計画をそちらに策定させていただきました。

いずれにいたしましても平成27年度から29年度までの3カ年計画でございます、この福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づきまして、福生市の子ども一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育を実施してまいりたいと思っております。

報告は以上になります。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

いかがですか。

この概要についてのこのリーフレットは、福生市の特別支援教育はどんなふうに取り組んで、どんなふうにやっていくのかということ、一般の方、保護者の方、特別支援を受けられる保護者の方に、一目でわかりやすく示してあり、とてもすばらしいと思います。

それから、またこれからどんなふうに取り組んでいくかという「アクション20」は、この資料を手にした方に関心を引き、内容を見てみようかなという思いを起こすようなタイトルでとてもよいと思います。

本当に今後どのように取り組んで、どのように解決していくかということ、年度の計画等も含めてこの冊子にきちんと盛り込んでいただきま

して、とてもわかりやすく、また実際に行われる方たちにもとてもいい指針になっていると思いました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。
次に、日程第26、報告第5号、福生市立小学校外国語活動年間指導計画についてを議題といたします。

主幹 主幹より内容説明をお願いいたします。
それでは、日程第26、報告第5号、福生市立小学校外国語活動年間指導計画について報告申し上げます。

お手元の別刷りの報告第5号資料、福生市立小学校外国語活動年間指導計画をごらんください。ふっさつ子未来会議の未来提言には、自国の文化理解を前提に、国際的な視野に立ち、グローバル化の進展の中で活躍できる力を育成するとされており、英語教育の推進が示されています。

現在の本市の小学校の課題といたしましては、外国語活動、英語を指導するには専門性が必要とされるために、実際にはALT任せの授業が多いというような課題もございました。そのため、なかなか学習指導要領の目標に迫るような授業ができていないという現状もございました。そのようなことから、ふっさつ子未来会議の作業部会といたしまして、英語教育推進委員会を立ち上げまして、本年度は学習指導要領に定められている小学校高学年、5、6年生の外国語活動2年分の指導計画を策定させていただきました。英語教育推進委員会のメンバーといたしましては、校長、副校長、各小学校の外国語活動担当教員と中学校英語科代表教員1名で構成されておりまして、指導室の指導のもと、教員の代表により、この小学校外国語活動年間指導計画を策定いたしました。

小学校外国語活動を中学校の英語に円滑に接続し、その効果を上げるためにも小学校の学級担任がねらいを理解し、活動できる指導計画が必要でございます。配付しております資料をごらんください。第5学年の指導計画、35時間分を掲載してございます。

続きまして、第6学年の指導計画、35時間分、合わせますと計2年間分の1時間ごとの指導計画を掲載してございます。

この指導計画のポイントといたしましては、全て様式を統一いたしまして、児童の活動、学級担任の働きかけ、ALTの投げかけという1時間の授業の流れを統一し、児童の学習内容、それに伴う学級担任とALTの役割が明確になっていることとございます。こちらの1時間ごとの内容を2年間分の指導計画として掲載しております。このことによりまして、どの小学校の、どの教員も学習指導要領の目標に迫るような標準的な授業をすることができるようになるかと考えています。今後は、この指導計画をもとに各学校による児童の実態を踏まえた指導計画につなげていけるよう各学校を指導してまいりたいと思います。

また、来年度は、英語教育担当主幹を配置いたしまして、小学校1年生から6年生までの指導計画を含みました、総合的な英語教育推進計画を策定する予定でございます。

報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

年間35時間ということは、これは1週間に1時間、時間がとってあるということですね。それと、全ての時間において学級担任とALTのチームティーチングによる指導が行えるようにと書いてありますけれども、ここで全時間ALTが入っていただける、そのようなALTの配置は可能なのでしょうか。

参事兼指導室長 ALTについては、まずは中学校になります。小学校も本市は、もう経年ですね、指定にする、この考え方としましては本来JET、日本語の先生がこれは全部指導したほうがいいのですけれども、ALTが来た場合に、位置づけができた場合にこのような形になります。ただ、これは計画ですので、本市の英語教育、これから検討してまいります。なるべくデイリーイングリッシュ、つまり常駐するような形がとれないものかなと我々は思っておりまして、そうなった暁には、どの学級にも35時間分配置いただくということでございます。そうなったときのためにというわけではないのですが、これはあくまでも、やはり理想はALTとセットでということになっていますので、もしALTが来ない時間帯の場合はJETが1人で行うという形になります。

以上でございます。

教 育 長 私から少し補足といいますか、今後のことでございます。先ほど主幹、参事から、次年度については小学校1年生からということがございましたが、これにつきましては、この教育委員会制度改革で、次年度に入りますと早々に市長から教育大綱という形で示され、また総合教育会議が新たに設置され、議論されること等もございます。

委員長御指摘のとおり、英語教育については、市長が非常に大きな課題であると提示されておられますし、恐らく大綱や総合教育会議においてこの議論はなされるものと考えております。その中で、当然のことながら今参事が申しましたように、どのような形で今後、ALTなり、常駐するその外国の支援員の方々を配置するかといったようなことが、大きなテーマになってきますし、今後どう充実させるかということを考えております。当初予算では、これまでやってきた時間内等で行っていくことになっていきますけれども、こういった計画ができたということが非常に大きなステップであろうと捉えております。これまでは学校任せといいますか、指導員任せといったようなことが少しあったということでございますので、ある意味、ふっさっ子未来会議の作業部会として、こういった形で全校統一した計画ができたということは大きな前進ではないかと思っております。学校の代表の委員が入っておりますので、実施、展開に当たってもそれ相応にリーダーシップを発揮してくるものと期待しているところでございます。

以上です。

委 員 長 私も本当にすばらしい2年間の指導案ができて、公立小学校の英語活動が進んでいくのかなと思っています。この指導案を見せていただいて、本当に子どもが英語を嫌いにならないように楽しく活動してほしいです。また、一番最後を見ましたら、自分の夢を語っていくところがあります。ここ見まして、今、小学校の卒業式では、卒業生が壇上に上がって自分の夢を語るのですけれども、ここで英語で言えるとさらにすばらしいなとわくわくしてまいりました。

ほかにはございませんか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、お諮りいたします。報告第5号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第27、報告第6号、ふっさっ子スタンダードについてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 日程第27、報告第6号、ふっさっ子スタンダードについて御報告申し上げます。

報告第6号資料、ふっさっ子スタンダードをごらんください。こちらは今後、リーフレットとして配布する予定でございます。

それでは、御説明申し上げます。ふっさっ子未来会議の未来提言の具現化に向けました作業部会といたしまして、平成26年度小中一貫教育推進委員会を通じまして検討を図るとともに、市内の幼稚園、保育園に協力を求めまして、御意見をいただきながら、このふっさっ子スタンダードを策定させていただきました。

具体的には、大きく3種類のスタンダードを策定させていただきました。まず、「学習指導・生活指導スタンダード」は、幼稚園、保育園、小学校、中学校を通じた共有目標、取組を示す、共通の目標としての位置づけとなっております。そして、それを具体的に児童・生徒が身につけるべき習慣として習慣化できるように、1つは学校で身につけるべき習慣として「学び方のスタンダード」もう一つは各家庭において身につけるべき習慣として「家庭生活10カ条」という3種類の名称で策定させていただきました。

まず、「学び方スタンダード」は、小学生用、中学生用として分け、学校で身につけるべき習慣を示させていただきました。小学生用は、項目数を児童にもわかりやすくするために最小限にするとともに、できるだけ平易な表現にさせていただいております。現在の本市の小学校の実情を踏まえまして、鉛筆の持ち方や授業中の姿勢等も含めて授業への取り組み方、学び方について示しております。

中学生用は、小学生から中学生への発達の段階を考慮しまして、項目数をやはり最小限にするとともに、できるだけわかりやすい表現にさせていただいております。

今後の予定といたしましては、この「学び方スタンダード」と「家庭生活10カ条」を下敷きに両面印刷をして、児童・生徒に配布しようと考えているところでございます。

次に、家庭で身につけるべき習慣として、小学生用の「家庭生活10カ条」と中学生用の「家庭生活10カ条」を策定し、特に家庭生活で大切なこ

とを10の項目に絞りまして、それぞれこちらでも発達の段階に応じて示しました。

そして、幼稚園、保育園を持つ保護者の皆様方へとして、子育てをする上で大切にしていだきたいこと、特に大切にしていだきたいことを10の項目に絞って、できるだけ平易な表現で策定いたしました。

以上のように、この「ふっさっ子スタンダード」を全小・中学校はもとより、幼稚園、保育園、そして各家庭で共通した指導をすることで、ふっさっ子一人一人に学習、生活のより望ましい習慣が身につくことを期待しているところでございます。

報告は以上になります。

委員長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

よろしいですか。

では、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第6号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長

御異議なしと認めます。

よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第28、報告第7号、防災食育センター整備事業についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼学校給食課長

日程第28、報告第7号、防災食育センター整備事業について御報告いたします。

これまで防災食育センター整備事業の基本設計に関しまして、中間的な御報告をしてまいりましたが、1月末をもちまして基本設計が完了いたしましたので、改めて御報告をするものでございます。

それでは、本日お配りしました報告第7号資料、A3判の資料をごらんいただきたいと思っております。表紙は目次となっております。この目次に従いまして説明をいたします。

まず、防災食育センター整備計画をごらんいただきたいと思っております。各業務につきましては、工程表、計画どおりのスケジュールで進んでおります。

次に、災害時、平常時の活用イメージをあらわした透視図でございます。途中で御報告したものの車の向きなどを修正したものでございます。最終版でございます。

次に、平面計画でございます。出入口や通路、車両等の動線をあらわしたもので、考え方を説明する旗あげなどをつけ加えさせていただきました。後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に、ごみと生野菜の基本的な作業手順でございます。根菜類、魚肉類、卵、炊飯、調味料、食器食缶の洗浄、保管の作業手順をあらわした資料を提供させていただきます。説明は、省略させていただきたいと存じます。調理員や栄養士にも参加をいただきまして、実際の調理を想定して調理設備等の選定に当たりました。

次に、基本計画からの変更点でございます。ナンバー1からナンバー3は、前回御報告した事項でございます。課題となっておりましたナンバー4の太陽光パネルについてでございますが、基本設計での結論では、米軍との協議により設置をしないとの結論でございます。

次に、ナンバー5のその他でございますが、概算工事についてでございます。基本計画時点では26億円、基本設計の段階では27.2億円、1億2,000万円の増でございます。ただし、項目の入れかえがございます。厨房備品でございますが、事業費をかなり含んでおりましたが、これが補助対象外となりましたので、事業費から外させていただきました。ただし、補助対象外となったのは8条でございますが、9条で調整交付金の対象にするということになっておりますので、事業の組みかえということでございます。

次に、その下でございます造成工事でございます。これは、基本計画の段階ではございませんでしたが、補助金の平準化に伴いまして、平成27年、28年、29年となるように事業を3カ年に変更した結果、造成工事も補助対象の中に入れてもらうという交渉が成り立ちましたものですから、基本設計段階では約0.4億円、4,000万円の追加事業となっております。

そして、太陽光発電工事でございますが、本事業から太陽光発電工事は外すという結論に達しましたので、約1億の減額をしているところでございます。おおむね、1億2,000万円ほど平成26年6月の段階から基本設計が終わった段階では増えているということでございます。全体的には防犯カメラや、機械の設備が確定したことによる増でございます。

もう一点重要なことがございます。実は、次に行う実施設計がございま

す。計画では、これらがすぐに実施設計を行うということになっており、それに補助金の対象にしていきたいという合意の協議をしてみました。が、12月にございました衆議院の解散、総選挙の影響で、国の予算編成が大変遅れております。要は、本体となります27年度予算が確定をしないうちに、その事業を平成26年に実施をして、それを補助対象にするということは防衛省としてはできないというような相談がございました。苦渋の選択をさせていただきまして、これ以上遅れることはできないと判断し、計画どおり市の単費をもちまして、2月の段階で実施設計の契約を行うことといたしました。スケジュール的には変わりませんが、それに当て込む補助金、防衛省の補助金がいただけないという状況になったということです。ただし、特定の財源を別に見つけましたので、防衛省の補助金から違う補助金にということですが、特定の財源はほかの事業にも充てられるものがこの事業に充当するということでございますので、大変残念な結果でございますが、スケジュールには影響ないように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

この防災食育センターの計画については、参事には中学校給食開始の調査から始まって、いろんな御苦勞をたくさんされて、そこまで計画が完成したところで、本当に大変だったと思います。

予算についても御苦勞されたことがよくわかりました。そういうことがあって、計画に遅れなく、今後も進めていければなと思いました。

委員長 ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは質問がないようですので、これで質疑は終わります。

お諮りいたします。報告第7号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第29、協議事項1、福生市教育振興基本計画〔修正後期〕（案）についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第29、協議事項1、福生市教育振興基本計画〔修正後期〕（案）につきまして提案理由並びに内容につきまして説明をさせていただきます。

提案理由ですが、福生市教育振興基本計画〔修正後期〕（案）を定める必要があるため、協議するものでございます。

本年度、修正後期の計画として策定作業を進めてまいりまして、以前計画案を協議事項として説明をさせていただきましたが、計画の内容に変更はございませんが、表現等を再度精査いたし、修正をいたしまして、3月19日に開催されます市議会、その後協議会にこの計画を提出させていただき、説明をさせていただきたいと思います。その後に市民の方に公表して意見を伺うパブリックコメントを行います。また、いただいた御意見の反映につきましては、教育委員会に御相談をさせていただきたいと考えております。

本日の資料につきましては、協議事項1の資料になります。計画案全体をお示しできず、大変申し訳ございませんが、修正する部分につきまして説明させていただきます。

平成26年第11回教育委員会定例会計画案からの変更点でございますが、1といたしまして単年度計画の名称の変更を行います。毎年度作成しております単年度計画の福生市教育推進プランの名称を福生市教育振興基本計画実施計画に変更をさせていただきます。

参考資料といたしまして、計画案の2ページになりますが、教育推進プランの名称を変更いたします。

次に、2の文章の修正でございますが、わかりにくい部分を修正いたします。計画書の6ページ、7ページになりますが、「打破するとともに」の「とともに」という表現が、また次の7ページにも続いて記載されております。このような文章の表現の見直しを考えております。

続きまして、3の写真等の挿入でございますが、ページの空きスペースに写真を入れて、見る人がそれぞれの施策についてイメージできるよう写真を挿入してまいります。例でございますが、計画書案の31ページになりますが、こちらは防災食育センターの画像を入れたいと考えております。また、4になりますが、組織改正のところを名称変更といたしまして、組織名称とうたっておりますところを新しい組織の名称に変更をしたいと考えています。このような変更をさせていただきまして、市議会に説明させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

委 員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項１は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長

御異議なしと認めます。

よって、協議事項１は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第30、協議事項２、平成27年度福生市教育委員会の基本的な考え方についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長

日程第30、協議事項２、平成27年度福生市教育委員会の基本的な考え方につきまして、提案理由並びに内容につきまして御説明させていただきます。

提案理由ですが、平成27年度福生市教育委員会の基本的な考え方を定める必要があるため、その内容につきまして報告いたしたく提案するものでございます。

また、この内容は、３月３日に開催されます第１回福生市議会定例会、初日の冒頭で市長の市政方針に続いて平野委員長から御発言をいただくものでございます。その内容につきましては、以前説明させていただきましたが、その後に修正を加えまして別の協議事項２の資料２で修正箇所について下線を入れた形で資料としてお示しをしております。

協議事項２の資料２をお願いいたします。内容でございますが、まず冒頭では教育に関する最近の動向といたしまして、ノーベル賞受賞者について取り上げて記載をしております。

次に、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックについて記載をし、児童・生徒が大きく成長するよい機会だということを記載しております。

次に、教育行政の教育委員会制度の改正と学校教育における東京都の動向に触れております。

次に、福生市総合計画と教育振興基本計画の後期計画の作成について説明をしております。

その次に、教育委員会の基本的な考えと具体的な取組を基本方針ごとに述べております。

まず、基本方針1の子どもたちの生きる力の育成の観点からは、ふっさっ子スタンダードや特別支援教育推進計画の推進、英語教育の重点化について述べております。

基本方針2の信頼される学校教育の推進の観点からは、コミュニティスクール導入の検討とモデル校設置に向けた準備、また教職員の人材育成のための研修について述べております。

さらに学校体育館の非構造部材の耐震化や校内LAN、放送設備などの教育環境の整備、また平常時は学校給食センターとして使用する防災食育センターの学校の給食受け入れ態勢の整備の説明をしております。

基本方針3の生涯学習社会の推進の観点からは、第2次福生市生涯学習推進計画の改定や公民館の事業、図書館ではわかたけ会館・図書館がリニューアルオープンするため、使用サービスの向上を図っていくことを述べております。

スポーツに関しましては、登別市、守山市と福生市の3市で行うスポーツ交流事業について記載をしています。

次に、生涯学習を支えてくださる人材の育成と、その支援に努めることや、教育委員会表彰制度を充実させていくことを述べております。

基本方針4の地域の教育力の向上では、ふっさっ子の広場事業の学童クラブとの連携、登下校の見守り体制や、家庭と地域で一体となり、子どもを育む必要があること、また教育、福祉、医療の総合的な支援の充実について述べております。

今後の検討課題といたしまして、学校や公共施設の老朽化対策、また学校の適正規模、適正配置について考える時期であると記載をしております。

最後に、これらの施策を推進するため、組織改正を行い、新たな体制で臨んでいくとしております。

また、ふっさっ子スタンダードの名称の修正や、接続詞等について御意見をいただいておりますので、最終的に確認してまいります。このような内容で教育委員会の基本的な考え方とさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御協議をいただきまして、御検討くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

今ほど御意見を少しいただいているところがあるという、例えば接続詞とか名称を改めるところとかおっしゃっていましたが、それは今ここには反映されていないということですか。

庶務課長　今ここでは反映されておりましたが、例えば同じ接続詞がすぐあとにもまた使われている等の御意見をいただいておりますので、最終的に確認させていただきたいと思います。

教　育　長　英語教育担当課長職は26市初となっていますが、市町村レベルでは英語担当の課長職はいますか。普通は教育政策担当課長はいますが、26市ではなく、もっと広域に考えられないですか。

参事兼指導室長　少し時間をいただき確認したいと思いますが、例えば足立区は統括指導主事は6名おり、おそらく学力向上のために指導主事は十何名います。以前は指導主事は4名でしたので、力を入れて投入しているのですが、おそらく学力向上で5名おいています。国語、英語、数学、理科、社会とおいていると思いますが、確認をします。

教　育　長　石田参事の説明のとおり、指導主事には東京都から配置される指導主事の定数配置の職員と、市固有で配置を東京都に依頼して協定を結び派遣いただく場合がある。足立区の例は固有の指導主事の派遣をお願いしており、人事関係に相当な予算措置を自治体でされている。本市においては初の固有の統括指導主事ですが、指導主事の派遣については、このように違うということを補足しておきます。

委　員　長　それでは、そのほかに何か御質問ございますか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項2は、原案の一部修正をもちまして決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、協議事項2は原案の一部修正をもちまして決定することといたします。

日程第31、協議事項3、平成28年度文教施策と予算に関する要望調査についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長　日程第31、協議事項3、平成28年度文教施策と予算に関する要望調査について説明させていただきます。

こちらの資料は、全国市町村教育委員会連合会会長から各都道府県、市

町村教育委員会連合会会長及び事務局長宛ての文書でございまして、こちらは、東京都市町村教育委員会連合会の事務局の八王子市から要望調査が来たものでございます。この要望が最終的には全国市町村教育委員会連合会で取りまとめ、理事会、総会を経て平成27年度に国に対しまして陳情活動を行う予定となっております。要望事項につきましても、資料のとおり作成をしておりますが、教育委員会連合会の要望事項でございますので、教育委員の皆様の御了解の上、回答をしたいと考えておりますので、御確認をくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項3は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、協議事項3は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第32、その他報告事項でございます。1、福生市公民館運営審議会市民公募委員の選考結果について、公民館長、お願いいたします。

公民館長 それでは、日程第32、その他報告事項、福生市公民館運営審議会市民公募委員の選考結果について報告いたします。

その他報告1の資料をごらんください。福生市公民館運営審議会市民公募委員の選出についての報告でございます。福生市公民館運営審議会市民公募委員選考要領に基づきまして、福生市公民館運営審議会市民公募委員選考委員会にて書類選考を行いました結果、3名の候補者のうちから上位2名を福生市公民館運営審議会市民公募委員として選出いたしましたので、説明いたします。

論文審査は、教育次長初め庶務課長、生涯学習推進課長、図書館長、公民館長5人で、「これからの公民館について」とした論文を審査いたしました。選出された市民公募委員は、こちらに記載してございますとおり、伊藤覺氏、66歳、市内在住の方で、現在、大学の非常勤講師をしている方でございます。この方は、前回の市民公募に引き続きまして応募いただきまして選出されたものでございます。2期目ということでございます。

続きまして、小澤はる奈氏は31歳、会社役員です。勤務先は、NPO法人、環境自治体会議環境政策研究所でございます。

任期につきましては、平成27年4月1日から2年間、平成29年3月31日まででございます。

任命についてでございますが、現在の福生市公民館運営審議会委員10人の任期満了に合わせまして、平成27年3月の教育委員会定例会におきまして全員一緒に任命の議案提出をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

委 員 長 質問してよろしいですか。この小澤はる奈さんは、公民館活動の経験者でいらっしゃいますか。

公 民 館 長 この方は、今まではずっと環境課のお手伝いなどをされていた方で、環境については非常に詳しい方でございますけれども、現在の公民館の中での活動に関しては、サークル等に入っている方ではございません。

委 員 長 では、福生市で活動されている方ということですね。

公 民 館 長 現在は環境面のお仕事、また前々館長からもいろいろお知り合いということで、公民館の活動についてはよくご存じです。

委 員 長 ほかにその他報告はありませんか。

参事兼指導室長 それでは、追加でその他報告をさせていただきます。

カラー刷りの資料で、その他の報告事項資料、慶應義塾大学、凸版印刷株式会社、福生市教育委員会の協働による学力向上策研究について御報告申し上げます。

このことについては、産官学の連携による学力向上策として昨年8月の教育委員会取組についてフレンズ株式会社と慶應義塾大学と福生市教育委員会と3者で展開する旨を申し上げました。現在、フレンズ株式会社、そして慶應義塾大学の中室准教授と展開をしているところでございますが、このたび新たに凸版印刷株式会社が産官学のこの連携の中に参入されまして、このことについて報告いたします。

研究の目標については、前回と大きく違うのは家庭学習におけるタブレットを用いて学習が学力にどのように影響するか。前回フレンズの場合は朝の学習あるいは授業間を使ってということだったのですが、家に子どもたちがタブレットを持ち帰って家庭学習してくるということでございます。

研究の概要が真ん中にございまして、枠組みとしては以前教育委員会委員の先生方に御報告したとおりの枠組みでございますが、今回は小学校の

算数、割り算、小数に関する家庭学習、いわゆる個人学習、これを小学校5校の児童に対して実施するものでございます。実施前後の学力調査を通じまして、家庭学習でどの程度伸びたかということが検証されてくることとでございます。

このタブレットについては、やる気応援システム、これは仮称なのですが、凸版印刷株式会社が現在開発中で、児童のセルフコントロール、つまり自分で自分を律して勉強に向かうというようなセルフコントロールの力を向上させることをサポートすることを目指す、そういったソフトでございまして、日本を支える人材の育成に貢献するという非常に大きな目標を掲げている、そういったコンテンツでございます。これが教科書準拠という特徴でございます。

真ん中が枠組みを示した図なのですが、右をごらんください。モデル校といたしましては、福生第一小学校と第六小学校を除く、つまりフレンズを実施している学校を除く5つの小学校でございます。3年生380名で、1期が今年の6月ごろ、2期が今年の10月頃で行います。1期が割り算、2期が小数というふうに考えております。使用するタブレットは、凸版印刷と慶應義塾大学の提供ということなのですが、ipadエアと、これはセルラーモデルというもので通信機能がついております。つまりどこでも使うことができるということがフレンズのものとは大きく違うところでございます。実施クラス児童分全てを貸していただいて、自宅に持って帰って学習を行う、なおかつ、家だけではなくて、学校でも使えるというのが特徴です。そして、教員にも貸してもらえます。閲覧可能なサイトというのは、これはホワイトリスト方式といいまして、つまり見られるサイトを限定して見ることができるので、このタブレット学習以外にも子どもたちはインターネットでさまざまな調べ学習をすることができるというのが特徴でございます。それが児童が自宅で任意に閲覧可能と書いてあることでございます。

期待される効果については、何といたっても子どもたちがipadで家庭学習をどのくらいやったのかという、1つは学習履歴、また、どのような学習をして、どの辺でつまづいたのかという過程の状況を担任教師が確認することができます。そうすると、翌日コーチングで褒めてあげたり、励ましたりができます。

さすがipadだなと思う点は、いわゆる回答の正誤情報が集約されて、誤答を分析して、あなたはここがつまづいていますよという、こういったこ

とを教材に反映できるコメント機能があるということです。さらには、児童自身が目標を設定して、つまり先生が与えてくれる段階よりも上の段階にいきたいというような問題、あるいはもう少し下の問題にいきたいというような、そういった子どもたち自身の学習目標を設定できるということです。これが学習の目標管理機能、この3つの機能がどれだけ子どもたちの学ぶ喜びと自信を育めたか、やる気がどのように育ったかということをこの研究の成果として考えております。

いずれにいたしましても、このタブレットは調査研究の段階ですので、今後、策定いたします福生市立学校の学力向上策、そして来年度予算計上をお願いしております福生市立学校ICT推進計画、こちらに反映したいと思っております、今月25日の市長、教育長による定例記者会見で発表する予定でございますので、今回の教育委員会で報告するものでございます。

以上でございます。

委員長 ほかにごいませんか。

委員の皆さんから何かございますか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で皆様に御協力いただきまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後0時10分 閉会